

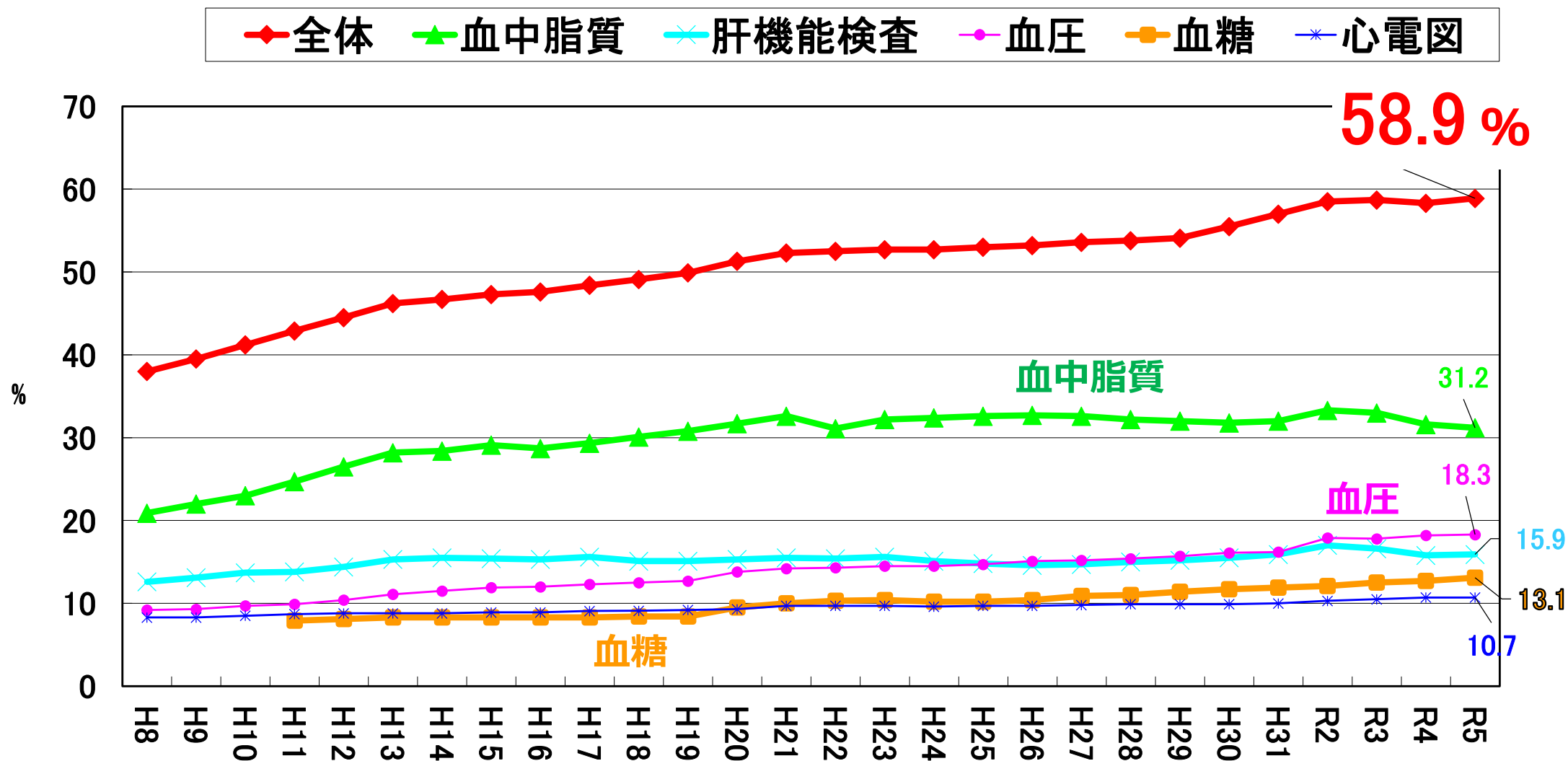
令和7年度保健師中央会議
行政説明 資料6

職場で働く方々の健康確保について

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
産業保健支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法の定期健診における有所見率の推移



(出典：定期健康診断実施結果)

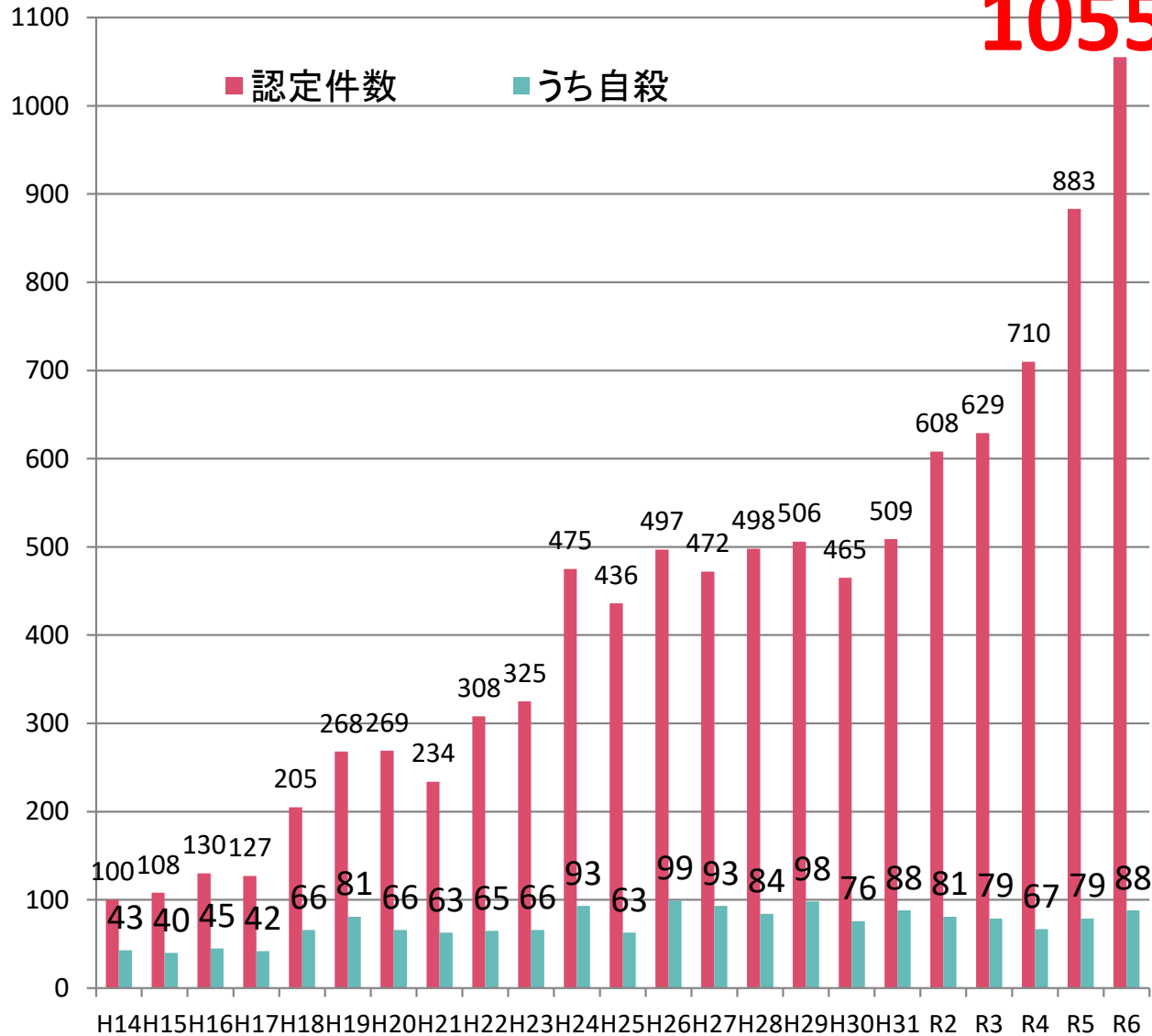
精神障害の労災補償状況

[件]

精神障害の労災補償状況

1055

■ 認定件数 ■ うち自殺



注：自殺には未遂を含む

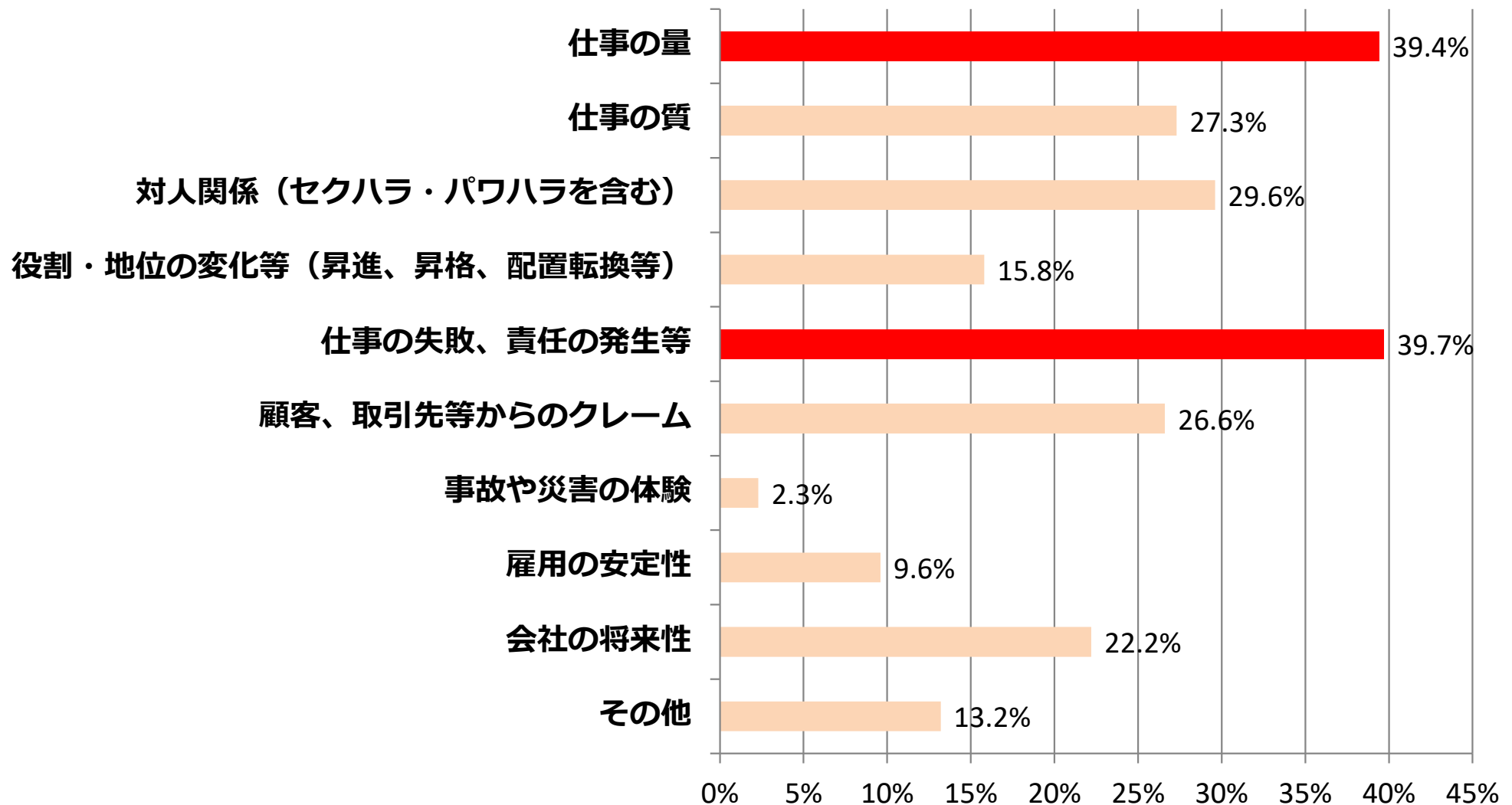
精神障害の出来事別支給決定件数
(上位10項目) (令和6年度)

順位	出来事の類型	支給決定件数※
1	パワーハラスメント	224 (10)
2	仕事内容・仕事量の(大きな)変化	119 (21)
3	顧客・取引先・施設利用者等からの著しい迷惑行為	108 (1)
4	セクシュアルハラスメント	105 (0)
5	悲惨な事故や災害の体験・目撃	87 (0)
6	特別な出来事	78 (10)
7	1か月に80時間以上の時間外労働	51 (6)
8	(重度の)病気やケガ	48 (4)
9	同僚等からの暴行又はひどいいじめ・嫌がらせ	44 (1)
10	上司とのトラブル	38 (4)

※ () 内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数。

出典：過労死等の労災補償状況

職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている内容



※ 職業生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者（82.7%）を100%として集計

出典：令和5年労働安全衛生調査（実態調査）

労働安全衛生行政の実施体制

(国)

厚生労働省(安全衛生部)

労働安全衛生法令の企画・立案や、産業保健活動の推進などを行っている。

(国)

都道府県労働局 (47か所)

労働安全衛生法令に基づく指導計画の策定や、産業保健制度の運用などを行っている。

(国)

労働基準監督署 (325か所)

労働安全衛生法令に基づき、事業場に対して、指導・周知などを行っている。

(独)労働者健康安全機構

産業保健活動の支援、勤労者医療の推進、労働安全衛生分野の調査・研究、福祉事業を行っている。

産業保健総合支援センター (47か所)

都道府県毎に設置。産業保健活動に携わる産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などに対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を行っている。

地域産業保健センター (約350か所)

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供している。

産業保健活動総合支援事業

- ・補助事業として、独立行政法人労働者健康安全機構において運営



労働者健康安全機構

- 産保センター及び地産保の支援・指導
- 団体経由産業保健活動推進助成金 など



47都道府県に設置

産業保健総合支援センター（産保センター）

- **事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者等**を対象に、専門的な研修、相談対応等、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健活動を支援。

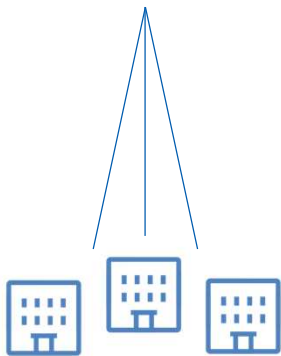
産業保健関係者の
専門的研修

産業保健関係者の
専門的相談対応

事業場への
個別訪問支援

事業者・労働者の
啓発セミナー

など



地域産業保健センター（地産保）

- **労働者数50人未満の小規模事業場**の事業者や労働者を対象として、**登録産業医等**による産業保健サービスを**無料**で提供。

健康診断結果についての
医師からの意見聴取

高ストレス者、長時間労働者
に対する医師の面接指導

保健指導等

個別訪問による
産業保健指導

など

全国約350か所（概ね
監督署単位）に設置

※郡市区医師会と連携
して運営

産業保健活動総合支援事業

産業保健総合支援センター（産保センター）

- ・全国47都道府県に設置
- ・事業場の産業保健関係者（産業医、保健師、看護師、衛生管理者等）や事業者等を対象として、専門的な研修や啓発セミナー、相談対応等により、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健の取組を支援

○産業保健関係者に対する専門的研修等

事業場の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策をはじめとした産業保健に関する専門的な研修を実施。また、管理監督者や若年労働者を対象に、メンタルヘルス教育を実施。

・産業保健関係者向け専門的研修

テーマ例：メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、過重労働による健康障害防止対策、女性特有の健康課題に関する研修、化学物質による健康障害防止に関する研修 等

○事業者等に対する啓発セミナー

事業者・労働者を対象として、職場における健康管理、メンタルヘルス、生活習慣病対策等の啓発セミナーを実施。

テーマ例：メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、事業場における労働者の健康保持増進、女性特有の健康課題、化学物質による健康障害防止 等

○産業保健関係者からの専門的相談対応

メンタルヘルス対策等の産業保健活動に関する相談に対し、医師、保健師等の専門スタッフが窓口、電話、メール等で対応。事業場の具体的な状況に応じた支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施。

○メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

専門スタッフが中小規模事業場を訪問し、ストレスチェック制度導入の具体的なアドバイスを行うなど、メンタルヘルス対策の取組促進を支援。

地域産業保健センター（地産保）

- ・労働基準監督署（郡市区医師会）単位に設置（約350）
- ・労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、健康診断の事後対応、医師による面接指導等の産業保健サービスを無料で提供

○健診結果についての医師からの意見聴取

健康診断の結果、異常の所見があった労働者の健康を保持するために必要な対応等について、医師からの意見聴取を行う。

○労働者の健康管理に関する相談対応

医師または保健師が、健康診断で異常の所見があった労働者に対して、日常生活面の指導等を行う。また、ストレスチェックで高ストレスであるとされた労働者等に対して、メンタルヘルスの相談・指導を行う。

○長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行う。

○個別訪問による産業保健指導等

医師、保健師又は労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行う。

労働局、労働基準監督署における周知啓発（全国労働衛生週間）

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しています。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン
推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■ 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■ 団体経由産業保健活動推進助成金
<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■ 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■ 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■ 職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■ 「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■ SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■ 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■ 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■ 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■ 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■ 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



労働局、労働基準監督署における周知啓発（職場の健康診断実施強化月間）

事業者の皆さまへ

別添 1

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○ 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

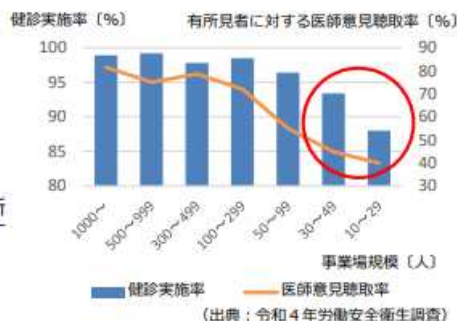
○ 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○ 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



（出典：令和4年労働安全衛生調査）

＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健康結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2. 医療保険者との連携

■ 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○ 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○ これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※ 法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○ 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※ 1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※ 2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
（抜粋）

令和6年8月23日付け基安発0823第2号

1. 重点事項

- 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえ、小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2. 取組を実施する上での留意点

- 1の（1）については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。さらに1の（3）については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成28年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮していただきたいこと。なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- 1の（4）については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により労働法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コロナウイルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号保発0731第4号「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。また、1の（5）については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- 1の（6）については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経理による産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- 労働法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事業場を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発
事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- （1）ストレスチェックの確実な実施、集団分析及その集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- （2）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職場連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力つくり強調週間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発
- （3）職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
 - イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
 - ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
 - エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- （4）女性の健康課題に関する理解の促進
 - ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
 - イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」の活用
 - ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨盤底筋検診の受診勧奨
- （5）眼科検診等の実施の推進
 - ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した目のセルフチェックの推進
 - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視力低下を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
- （6）職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改正）に基づく職場での検査機会確保
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- （7）「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知